

2025 年 10 月 1 日

お客さま各位



## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応についてのご案内

平素は、豊橋商工信用組合をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、金融業界では「2027 年 3 月末で約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」の方針を示しております。そのことを踏まえ、当組合では下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の取立受付について

すべてのお客様を対象に 2027 年 4 月以降を期日とする手形等（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、代金取立および入金について受付を終了します。

#### 2. 当座預金の手形・小切手帳の発行について

2026 年 4 月 1 日（水）より、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手帳の発行を終了します。

#### 3. 手形・小切手の取立受付業務について

2026 年 10 月 1 日（木）より、すべてのお客様を対象に手形・小切手の電子交換所における代金取立の受付業務を終了します。

#### 4. 電子的な決済方法への移行推奨

上記、代替手段として、「でんさいサービス」や「インターネットバンキングによる振込」といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印等の事務負担の軽減や印紙代のコスト削減など、支払側と受取側双方にメリットがございます。

本件に関して不明な点がございましたら、窓口までお問合せ下さい。

以上